

千葉県報

号外
令和5年2月10日

主要目次

- 疑似患者の発生
- 令和五年千葉県告示第二号の一部を改正する告示
- 令和五年千葉県告示第十九号の四の一部を改正する告示

告

示

千葉県告示第五十六号の二

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり疑似患者の発生届出があった。

令和五年二月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

病名	患者又は疑似患者の区分	家畜の種類	羽数	発生場所	発生日
高病原性鳥インフルエンザ	疑似患者	あひる	約五、〇〇〇	山武郡横芝光町木戸	令和五年二月十日

千葉県告示第五十六号の三

令和五年千葉県告示第二号（千葉県家畜伝染病予防規則に基づく鶏等の移動等の制限）の一部を次のように改正する。

令和五年二月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

表区域の欄第二号中「荻野」の下に「、栢田」を、「平木」の下に「、堀川」を加え、同欄に次の一号を加える。

- 三 山武郡横芝光町の一部（上原、北清水、木戸、原方、宮川（山武郡横芝光町道Ⅰ―一〇号線の以北の区域を除く。）、目篠、屋形、谷中、尾垂イ及び尾垂ロ）

千葉県告示第五十六号の四

令和五年千葉県告示第十九号の四（千葉県家畜伝染病予防規則に基づく鶏等の移出の制限）の一部を次のように改正する。

令和五年二月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

表区域の欄第四号を削り、第三号を第四号とし、同欄第二号中「、栢田」及び「、堀川」を削り、同号を同欄第三号とし、同欄中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 一 野田市の一部（長谷、親野井、柏寺、木間ヶ瀬、木間ヶ瀬新田、桐ヶ作、古布内、関宿内町、関宿江戸町、関宿江戸町飛地、関宿三軒家、関宿台町、関宿元町、関宿元町飛地、関宿町、中戸、中戸谷津、次木、西高野、新田戸、はやま、東高野、東宝珠花及び平成）

表区域の欄第五号及び第六号を次のように改める。

- 五 山武市の一部（井之内、上横地、木戸、草深、小泉、五木田、小松、柴原、下横地、寺崎、富田幸谷、蓮沼イ、蓮沼ニ、蓮沼ハ、蓮沼平、蓮沼ホ、蓮沼ロ、早船、松尾町祝田、松尾町大堤、松尾町折戸、松尾町借毛本郷、松尾町蕪木、松尾町上大蔵、松尾町金尾、松尾町木刀、松尾町五反田、松尾町古和、松尾町猿尾、松尾町下大蔵、松尾町下野、松尾町下之郷、松尾町高富、松尾町武野里、松尾町田越、松尾町八田、松尾町引越、松尾町広根、松尾町富士見台、松尾町松尾、松尾町水深、松尾町本栢、松尾町本水深、松尾町谷津、松尾町山室（県道成田成東線の以西の区域を除く。）、松ヶ谷イ及び松ヶ谷ロ）

六 香取郡多古町の一部（牛尾及び東部）

表区域の欄に次の一号を加える。

- 七 山武郡横芝光町の一部（新井、市野原、牛熊、姥山、小川台、於幾、小堤、木戸台、栗山、古川、小田部、坂田、坂田池、篠本、篠本根切、芝崎、芝崎南、曾根合、台、寺方、遠山、富下、取立、鳥喰上、鳥喰下、鳥喰新田、長倉、中台、長山台、新島、母子、二又、傍示戸、宝米、宮川（山武郡横芝光町道Ⅰ―一〇号線の以北の区域に限る。）、虫生、谷台、横芝及び両国新田）

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八